

※性行為映像制作物のオンライン配信による公表後に、出演者が出演契約を任意解除し、直接契約関係のない配信者に対し公表の停止を求め、公表継続行為について不法行為に基づく損害賠償を請求する場合の記載例

## 訴状（サンプル様式）

○年○月○日

○○地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士○○○○

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり（※省略）

性行為映像制作物公表差止等請求事件

訴訟物の価額 金○万○円

ちょう用印紙額 金○円

### 第1 請求の趣旨<sup>1,2</sup>

<sup>1</sup> なお、対象となる性行為映像制作物に係る電磁的記録の公衆送信の差止めでは足りず、当該電磁的記録の消去を求める必要性がある事案においては、以下の請求の趣旨を追加することが考えられる。この場合には、脚注3のとおり、消去の必要性を基礎付ける具体的な事情を十分に主張立証する必要がある点に留意する。

「被告は、別紙制作物目録記載の電磁的記録を、同記録が入力されている被告の占有に係るハードディスクその他の記録媒体から消去せよ。」

<sup>2</sup> 公衆送信の差止め及び電磁的記録の消去では足りず、当該電磁的記録の入力された記録媒体の廃棄を求める必要性のある事案においては、以下の請求を追加することが考えられる。この場合には、脚注4のとおり、廃棄の必要性を基礎付ける具体

- 1 被告は、別紙制作物目録記載の電磁的記録を公衆送信してはならない
- 2 被告は、原告に対し、〇万〇円及びこれに対する〇年〇月〇日から支払済みまで年〇%の割合による金員を支払え
- 3 訴訟費用は被告の負担とする  
との判決並びに仮執行宣言を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

- (1) 原告は、・・・・である。
- (2) 被告は、・・・・である。

### 2 性行為映像制作物の制作公表

(1) 原告は、〇年〇月〇日、訴外Bとの間で、別紙制作物目録記載のアダルトビデオ（以下「本件AV」という）について原告を出演者とし訴外Bを制作公表者とする出演契約を締結し（以下「本件出演契約」という）（甲1）、〇年〇月〇日、訴外Bによって、本件AVが撮影された（甲2、甲3の1～2）。

(2) 本件AVは、〇〇を内容とするところ、これは性行為に係る人の姿態を撮影した映像であり全体として専ら性欲を興奮させ又は刺激するものであるから（甲3の1～2）、その電磁的記録及びこれに係る記録媒体は性行為映像制作物（性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を

---

的な事情を十分に主張立証する必要がある点に留意する。

「被告は、別紙制作物目録記載の電磁的記録が入力されている被告の占有に係る記録媒体を廃棄せよ。」

図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（以下「法」という）第2条第2項）に該当する。

被告は、〇年〇月〇日、その管理運営する「〇サイト」（閲覧用URLは <http://www.○○.com>）において、本件AVのインターネット配信を開始した（甲4の1）。

### 3 本件出演契約の任意解除に基づく差止請求及び被告による公表継続<sup>34</sup>

<sup>3</sup> 前述のとおり、電磁的記録の消去を請求する場合には、公衆送信の差止めを求めるだけでは足りず、電磁的記録を消去する必要性があることを基礎付ける具体的な事情を十分に主張立証する必要がある。この場合の記載は、以下のとおりとすることが考えられる。

#### 「4 本件AVに係る電磁的記録の消去の必要性

前述のとおり、被告は原告から本件AVのデータの公表を直ちに停止するよう請求されたにもかかわらずこれに応じなかったのみならず、次の事情に鑑みれば、被告は今後も本件AVの電磁的記録を公表する蓋然性が極めて高く、この停止又は予防に必要な措置として、電磁的記録の消去をするよりほかはない。

- (1) ・・・裁判所の仮処分命令に従わず、かえって販売数やチャネルを増やした・・・
- (2) ・・・
- (3) ・・・
- (4) したがって、本件AVに係る電磁的記録が今後も公表されることを予防するためには必要な措置として、被告が占有する記録媒体に入力されている本件AVに係る電磁的記録が消去されることが不可欠である（法第15条第2項）。」

<sup>4</sup> 前述のとおり、電磁的記録が入力された記録媒体の廃棄を請求する場合には、公衆送信の差止め及び電磁的記録の消去だけでは足りず、記録媒体を廃棄する必要性があることを基礎付ける具体的な事情を十分に主張立証する必要がある。この場合の記載は、以下のとおりとすることが考えられる。

#### 「5 本件AVに係る電磁的記録の入力された記録媒体の廃棄の必要性

被告は、本件AVに係る電磁的記録が入力された記録媒体を占有しているところ、前記4の事情に加え、次の事情に鑑みれば、上記記録媒体に入力された電磁的記録の全てを消去することは困難であり、被告による本件AVの公表の停止又は予防に必要な措置として、電磁的記録の入力された記録媒体を廃棄するほかない。

- (1) 原告は、〇年〇月〇日、訴外Bに対し、本件出演契約を解除するとの書面を送付した（法第13条第1項本文）（甲5）。
- (2) 原告は、被告に対し、同日付内容証明郵便で、法第15条第1項に基づき本件AVの電磁的記録のオンライン配信による公表を直ちに停止するよう請求し、同書面は翌〇日に被告に配達された（甲6、甲7）。ところが、被告はこれに応じずに現在まで本件AVのデータの公表を継続している（甲4の2）。

#### 4 被告の不法行為責任

上記3（2）記載のとおり、原告が本件出演契約を解除した後、被告に対し、法第15条第1項に基づき本件AVの電磁的記録のオンライン配信による公表を直ちに停止するよう請求したにもかかわらず、被告は、本件AVの公表を継続している。

かかる被告の行為は、原告の性をめぐる人格権を違法に侵害する不法行為（民法第709条）であり、被告は、これにより原告による生じた損害を賠償する責任を負う。

#### 5 損害

(1) 前記のとおり、被告は、原告の意に反して本件AVの電磁的記録のオンライン配信を続け、原告の人格権を侵害している。かかる被告の不法行為によって、性行為映像制作物である本件AVが、より多くの公衆

---

(1) . . .

(2) . . .

(3) したがって、本件AVに係る電磁的記録が今後も公表されることを予防するためには必要な措置として、被告が占有する本件AVに係る電磁的記録が入力された記録媒体が廃棄されることが不可欠である（法第15条第2項）」

の目に触れ、閲覧され、また他サイト等に拡散する可能性が高まることにより、原告は多大な精神的苦痛を受けています。

かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには、少なくとも〇円が相当である。

(2) 原告は、被告の不法行為により被った損害賠償の請求を弁護士に依頼し、弁護士費用の支出を余儀なくされた。その費用は〇円をくだらない。

(3) 以上より、原告が、被告の不法行為により被った損害額は〇円である。

## 6 結論

よって、原告は、被告に対し、法第15条第1項に基づき、本件AVの電磁的記録の公衆送信の差止めを求めるとともに<sup>5</sup>、民法第709条に基づき、不法行為による損害賠償として〇万〇円及びこれに対する不法行為の日である〇年〇月〇日から支払済まで民法所定の年〇分の割合による遅延損害金の支払を求める。

以上

## 証拠方法<sup>6</sup>

甲1号証 アダルトビデオ出演契約書

甲2号証 LINE メッセージ

甲3号証の1 「〇〇〇(タイトル)」と題したアダルトビデオのデ

<sup>5</sup> 法第15条第2項に基づき電磁的記録の消去及び記録媒体の廃棄を求める場合にはその旨を記載する。

<sup>6</sup> 法第15条第2項に基づき電磁的記録の消去及び記録媒体の廃棄を求める場合にはその必要性を基礎付ける事情等に関する証拠を提出する必要がある。

ータが入力された DVD

- 甲 3 号証の 2 同映像内容の反訳書  
甲 4 号証の 1 ~ 2 「○サイト」画面  
甲 5 号証 任意解除通知書  
甲 6 号証 公表差止請求通知書  
甲 7 号証 同配達証明書

付属書類

1. 訴状副本 1 通  
2. 甲号証の写し 各 2 通  
3. 証拠説明書 2 通  
4. 訴訟委任状 1 通

(別紙) 制作物目録

性行為映像制作物タイトル	〇〇〇
性行為映像制作物出演者名	〇〇〇

